

様式1-2-1

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

権利を移転又は設定しようとする事由の詳細

譲受人 (権利を取得しようとする者)	現在、米・麦+蔬菜の農業経営を行っていますが、申請により田1,500㎡を取得し、米・麦の作付けをして農業経営の規模拡大を図りたい。
-----------------------	---

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	① 8,600㎡	5,500㎡	3,100㎡	㎡	② ㎡
		(前橋市 6,000㎡、 伊勢崎市 2,600㎡)				
	貸付地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
地		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地				㎡	
					㎡	

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	③ 2. 500㎡	2. 500㎡	㎡	㎡	④ ㎡
		(前橋市 1. 000㎡、 高崎市 1. 500㎡)				
	貸付地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地				㎡		
				㎡		

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていない土地について、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り、・耕起等の農地としての管理を行なっている」等、耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令遵守の状況等

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積（作物名を『 』に具体的に記入）

	田	畑			樹園地		採草放牧地
作付（予定）作物	『 米・麦 』	『 キャベツ 』	『 ネギ 』	『 』	『 』	『 』	『 』
権利取得後の面積(m ²)	9,500 m ²	1,500 m ²	1,500 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
上記の内、 申請地面積(m ²)	1,500 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

(2) 大農機具又は家畜（種類を『 』に具体的に記入）

数量	種類	『 トラクター 』	『 コンバイン 』	『 田植え機 』	『 』	『 』
既に確保しているもの	所 有	1	1/5			
	リース			1		
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有予定 (資金繰り)					
	リース予定 (資金繰り)					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴	30 年間	農業技術修学歴	2 年間
その他			

② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）及びその者の農作業経験等の状況

現 在	2 人	農作業経験の状況	妻20年、母60年
増員予定	人	農作業経験の状況	

③ 臨時雇用労働力（年間延人数）及びその者の農作業経験等の状況

現 在	延 人	農作業経験の状況	
増員予定	延 人	農作業経験の状況	

④ 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合は、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
伊勢崎市 太田市	農業 太郎 同上	前橋市〇〇町 同上

⑤ ①～④の者の住所地、拠点等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離及び時間

	住所地・拠点等	平均距離	通作時間
権利を取得しようとする者	前橋市 〇〇町	(0.5) k m	5 分
世帯員など常雇用者	前橋市 〇〇町	(0.5) k m	5 分
臨時雇用者	前橋市 町	(.) k m	分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込み等の考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（農地所有適格法人である場合のみ記載）

2 その法人の構成員等の状況（別紙1 - 2 - 2に記載し、添付してください。）

譲受人（権利設定人）が農地所有適格法人以外の場合、本欄の記載不要

＜農地法第3条第2項第3号関係＞（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載）

3 信託契約の内容

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（個人である場合のみ記載）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事する者の					
(1) 氏 名	(2) 年齢	(3)主たる職業	(4)権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	(5) 農 作 業 へ の 年間従事日数	備 考
前橋 太郎	55才	農業	本人	250	
前橋 ○○	54才	農業	妻	150	
前橋 ○○	82才	農業	母	60	
	才				
	才				
	才				
	才				
	才				

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行なうべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞（転貸する場合のみ記載）

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに○を付してください。

	賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合。
	賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合。
	その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合。 （表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 = ）
	農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

<集落営農や担い手への集積等の取組への支障>

- ①集落営農や担い手農家への集積の取組には協力し、支障を与えない様になります。
- ②集落営農等に協力し効率的な農業を行い地域農業の自立的経営発展に寄与したい。
- ③地域の農地利用調整に協力し、水利調整等取り決めに遵守します。

<農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障>

- ①農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。
- ②農薬の飛散防止や肥料の過大投入には十分注意いたします。
- ③地域の慣行にならない、水・肥料・農薬などの使用には注意いたします。

<その他>

- ①周辺の農地には迷惑をかけないよう管理いたします。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項 (農地所有適格法人以外の法人等のみ記載)
譲受人(権利設定人)が農地所有適格法人以外の場合、本欄の記載不要

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

譲受人(権利設定人)が農地所有適格法人以外の場合、本欄の記載不要
ただし、取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合を除く

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	規定違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無
⑤第51条（違反転用に対する処分）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況を記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。